

# ○三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合財務規則

昭和49年7月31日

規則第1号

改正 平成4年11月規則第7号

同 20年3月 同 第4号

令和3年11月 同 第1号

三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合財務規則（昭和45年規則第7号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合の財務会計事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（規則の準用）

第2条 三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合の財務会計事務の取扱いについては三条市財務規則（平成17年三条市規則第40号）を準用する。

2 前項の場合において、三条市財務規則中「市長」とあるのは「管理者」と、「副市長」とあるのは「副管理者」と、「総務部長」、「部長等」、「財務課長」及び「課長等」とあるのは「寮長又は指定された職員」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この規則は、昭和49年8月1日から施行する。

附 則（平成4年11月規則第7号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合財務規則の規定は、平成4年10月1日から適用する。

附 則（平成20年3月規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（令和3年11月規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。